

マンション管理相談の相談日時が変わります

平成25年5月からマンション管理相談の相談日時が下記のとおり変更となります。

●平成25年4月まで

- ◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）
毎週 月・木曜日（祝日・年末年始を除く）
13:00～16:00
- ◆函館市地域交流まちづくりセンター3階
毎月 第2・4金曜日（祝日・年末年始を除く）
14:00～16:00



●平成25年5月から

- ◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）
毎週 月・木曜日（祝日・年末年始を除く）
13:00～16:00
- ◆函館市地域交流まちづくりセンター3階
毎週 金曜日（祝日・年末年始を除く）
13:00～15:00

※ 相談内容につきましては、従来どおりとなっておりますので、相談窓口をご利用ください。